

一般競争入札の実施（公告）

複合機による複写サービス契約（複合機の使用、賃貸借及び機器の保守点検委託業務、消耗品供給の複合契約）について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年8月5日

長崎県五島振興局長 入口 健治

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

カラー複合機（10台）

① 每分60枚/機以上	モノクロ（予定枚数	672,000枚/1台あたり）	1台
毎分60枚/機以上	2色印刷（予定枚数	6,000枚/1台あたり）	
毎分60枚/機以上	フルカラー（予定枚数	132,000枚/1台あたり）	
② 每分50枚/機以上	モノクロ（予定枚数	384,000枚/1台あたり）	3台
毎分50枚/機以上	2色印刷（予定枚数	78,000枚/1台あたり）	
毎分50枚/機以上	フルカラー（予定枚数	138,000枚/1台あたり）	
③ 每分60枚/機以上	モノクロ（予定枚数	972,000枚/1台あたり）	1台
毎分60枚/機以上	2色印刷（予定枚数	18,000枚/1台あたり）	
毎分60枚/機以上	フルカラー（予定枚数	24,000枚/1台あたり）	
④ 每分45枚/機以上	モノクロ（予定枚数	408,000枚/1台あたり）	1台
毎分45枚/機以上	2色印刷（予定枚数	12,000枚/1台あたり）	
毎分45枚/機以上	フルカラー（予定枚数	150,000枚/1台あたり）	
⑤ 每分45枚/機以上	モノクロ（予定枚数	174,000枚/1台あたり）	1台
毎分45枚/機以上	2色印刷（予定枚数	17,400枚/1台あたり）	
毎分45枚/機以上	フルカラー（予定枚数	600枚/1台あたり）	
⑥ 每分45枚/機以上	モノクロ（予定枚数	240,000枚/1台あたり）	1台
毎分45枚/機以上	2色印刷（予定枚数	3,000枚/1台あたり）	
毎分45枚/機以上	フルカラー（予定枚数	9,600枚/1台あたり）	
⑦ 每分60枚/機以上	モノクロ（予定枚数	480,000枚/1台あたり）	1台
毎分60枚/機以上	2色印刷（予定枚数	12,000枚/1台あたり）	
毎分60枚/機以上	フルカラー（予定枚数	498,000枚/1台あたり）	
⑧ 每分40枚/機以上	モノクロ（予定枚数	288,000枚/1台あたり）	1台
毎分40枚/機以上	2色印刷（予定枚数	12,000枚/1台あたり）	
毎分40枚/機以上	フルカラー（予定枚数	12,000枚/1台あたり）	

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

(4) 機器設置の場所

長崎県五島振興局（五島市福江町7-1）

長崎県五島保健所（五島市福江町7-2）

長崎県五島家畜保健衛生所（五島市吉久木町725-3）

五島市役所（五島市福江町1-1）

設置場所の詳細は、入札説明書等による。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用者若しくは入札代理人として

使用する者でないこと。

- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借り入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借り入れに係る競争参加資格を令和7年8月5日現在で有している者であること。
- (4) (3)の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。
- (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (7) 複合機が故障・障害が発生し、通報等による認知後、できる限り迅速に修理に着手出来る者。

3 入札の方法等

- (1) モノクロ、2色印刷、フルカラーそれぞれの1枚あたりの単価が、県が定めた予定価格の範囲内で入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、当該消費税相当額は、当該代金請求のときに加算すること。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる）

ただし、本複写サービス契約は単価のみの契約とする。

- (2) 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに決定しない場合は、最低入札価格を入札した者と見積の協議を行う場合もある。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (4) 電送及び郵送による入札は認めない。
- (5) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

4 入札参加条件

次の条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 当該調達案件について、仕様書の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。
- (2) 当該調達案件について、設置しようとする機器の「保守体制に関する調書」及び「機器仕様書」等を令和7年8月19日（火）午後5時までに5の部局等に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

〔住所〕〒853-8502 五島市福江町7-1

〔名称〕長崎県五島振興局 管理部総務課経理班

〔電話〕0959-72-4253

6 契約条項を示す場所

5の部局等とするほか、次に示す長崎県のホームページに掲載する。

【URL: <https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsuoho/gyomuitaku/740270.html>】

7 入札説明書等の交付期間及び場所

(期間) この公告の日から令和7年8月19日まで（県の休日を除く）の間で、かつ、時間は午前9時から午後5時までの間とする。
(場所) 5に掲げる部局等とする。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の日時場所

(日時) 令和7年8月26日（火）午前10時20分

(場所) 長崎県五島振興局 4階C会議室

入札及び開札当日が悪天候（大雨・台風等）の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に5に掲げる部局等に確認すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望単価に予定枚数（60月分）を乗じて得た額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価に予定枚数（60月分）を乗じて得た額（消費税及び地方消費税を含む。以下「契約金額」という。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の各号に該当する場合は、無効入札とする。なお、次の(1)から(7)までに掲げる規定に該当して無効となる入札を行った者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが

- 明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
 - (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (13) 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
 - (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成されたそれぞれの予定価格の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。